

令和 7 年度茨城空港修学旅行等利用促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 茨城空港利用促進等協議会会長（以下「会長」という。）は、茨城空港発着の航空便（チャーター便を含む。以下同じ。）を修学旅行等で利用する学校に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

(学校の定義)

第 2 条 この要綱において「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第 124 条に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 16 条に規定する公共職業能力開発施設若しくは農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）第 7 条第 1 項第 5 号に規定する農業者研修教育施設又はこれらに準ずるものとして茨城空港利用促進等協議会会長（以下「会長」という。）が認めるものをいう。

(助成金の交付対象者)

第 3 条 助成金の交付対象者は、学校教育活動の一環として行われる修学旅行、クラブ活動及び研修旅行等のうち、茨城空港発着の航空便を利用する学校とする。

(助成金の交付要件)

第 4 条 助成金の交付要件は、次のとおりとする。

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の間の旅行であること。
- (2) 国又は地方公共団体から支給される旅費（特別支援教育就学奨励費を除く。）による旅行でないこと。

(助成金の交付対象経費及び交付額)

第 5 条 助成金の交付対象となる経費及び交付額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする学校の代表者（以下「申請者」という。）は、旅行開始の 1 ヶ月前までに助成金交付申請書（様式第 1 号）を会長に提出するものとする。ただし、令和 7 年 4 月 1 日から 4 月 30 日の期間に実施される旅行については、本要綱が施行されてから 30 日を経過した日までに提出するものとする。

(交付決定)

第 7 条 会長は、前条の交付申請書を審査し、これを適当と認めたときは助成金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第8条 申請者は、交付申請書記載の事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更するときは、変更交付申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の承認をするときは、必要に応じて交付決定を変更し、又は条件を付することができる。

(助成事業の中止)

第9条 申請者は、助成事業を中止するときは、速やかにその理由を記載した取り下げ書を提出しなければならない。

(実績報告及び助成金の請求等)

第10条 申請者は、助成事業の完了日から1ヶ月以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）及び助成金請求書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。ただし、令和7年4月1日から4月30日の期間に実施される旅行については、第7条に規定する通知を受けた日から1ヶ月以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに提出するものとする。

2 会長は、気象条件その他の学校の責に帰さない理由により助成事業の内容に変更が生じた場合は、その理由を申請者から文書をもって聴取し、当該変更が真にやむを得ない事情によるものと認めるときは、申請書どおりに助成事業が実施されたものとして取り扱うことができる。

(交付金額の精算、確定及び交付)

第11条 会長は、前条の実績報告書に基づき、助成金の額を精算のうえ確定し、確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の確定を行った後に、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定取消し通知書（様式第7号）により申請者に通知し、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成事業を中止したとき。
- (3) 空港発着の定期便等を利用しなかったとき（第10条第2項の規定により会長が認めた場合を除く。）。
- (4) 交付申請の内容と助成事業の実績内容が著しく異なるとき。

(雑則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

本要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

いずれかを選択し申請できるものとする。

助成対象経費	助成額
(1)バスの賃借料及び運行費用 （ただし、学校と茨城空港間の送迎に係る費用とする。）	バス 1 台あたり 30,000 円。 （ただし、助成対象経費が、送迎したバスの台数に 30,000 円を乗じた金額より低い場合は、助成対象経費相当額を助成するものとする。）
(2)航空運賃、宿泊費及び現地交通費	児童・生徒 1 人あたり 2,000 円。 （ただし、往路又は復路について茨城空港以外の空港等を利用する場合は、半額を助成金の交付額とする。）